

文部科学省における消費者教育の取組について

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者教育の推進に関する文部科学省の施策について

文部科学省では、「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等に基づき、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携しながら学校教育、社会教育を通じて消費者教育の充実に努めているところ。

小学校・中学校・高等学校

学習指導要領の充実

中央教育審議会答申（H28.12.21）を踏まえ、関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、内容を更に充実

○小学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）【主な充実部分】

（社会科）

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること

（家庭科）

- ・買物の仕組みや消費者の役割がわかり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること
- ・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること

○中学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）【主な充実部分】

（社会科〔公民的分野〕）

- ・個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- ・クレジットなどの三者間契約についても扱うこと

○高等学校学習指導要領の改訂（平成30年3月30日公示）【主な充実部分】

（公民科〔公共〕）

- ・多様な契約及び消費者の権利と責任

（家庭科〔家庭基礎〕）

- ・契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- ・責任ある消費について考察し、工夫すること

大学等

○学生に対する消費者教育等の実施

- ・各大学の自主的・自律的な判断による消費者教育に関する授業科目等の開設等
- ・ガイダンスや学生相談等において消費者トラブルやその対処方法について啓発

○消費者被害防止に関する通知

- ・消費者庁や国民生活センター等が把握する消費者トラブル事例等について、各大学等に通知

○各種会議等での普及・啓発

- ・消費者基本計画等を踏まえ、消費者教育の推進等の積極的な取組について、学生支援、教務の担当者が集まる会議で周知等を実施

○取組の普及・啓発

- ・消費者教育に関する取組状況調査を実施し、先進事例を普及・啓発

生涯学習・社会教育

○連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究

- ・多様な主体の連携・協働体制による消費者教育推進のための実践モデルを作成

○消費者教育アドバイザーの派遣

- ・全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣

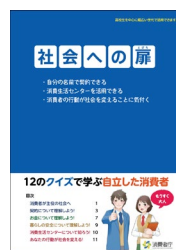
○消費者教育フェスタによる普及・啓発

- ・文部科学省、モデル事業実践者等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として開催

○指導者用啓発資料の活用・促進

- ・文部科学省で作成した指導者用啓発資料について、学校の授業や地域の活動での活用を促進

【文部科学省作成】
指導者用啓発資料
「これならできる！消費者教育
自立した消費者を育成するための
主体的な学び ヒント＆事例集」



【消費者庁作成】
消費者教育教材
「社会への扉」

学校教育における消費者教育の推進（教員養成等）

1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許状取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を踏まえた消費者教育に関する内容の充実について全国の大学等に周知したところ（令和5年3月）。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭科教育論、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

2. 現職教員研修について

- （独）教職員支援機構において、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の活用方法や、求められる消費者教育の内容、効果的な消費者教育の進め方など、消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地点: top > 動画教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

掲載日: 令和5年10月2日 **校内研修シリーズ**

消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

消費者教育（鳴門教育大学 教授 坂本有芳）: 校内研修シリーズ No.133
校内研修シリーズ

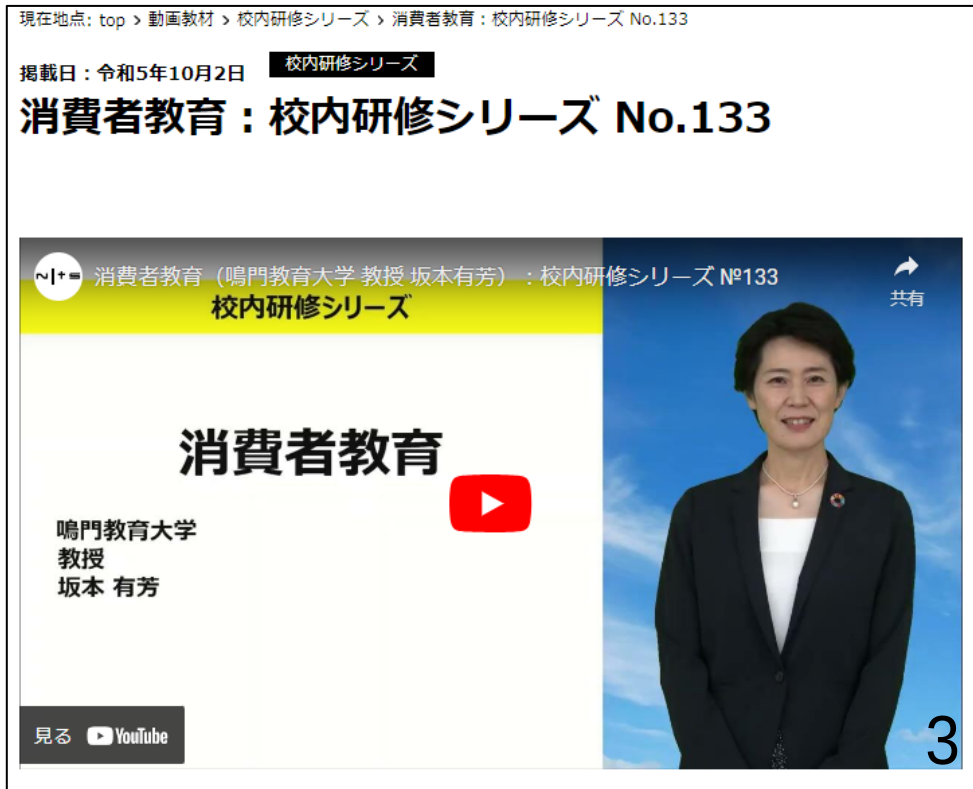
消費者教育

鳴門教育大学
教授
坂本 有芳

見る YouTube

共有

3



大学等における消費者教育の推進

1. 入学ガイダンス時の啓発

- 消費者庁と連携し、消費者ホットライン188の周知を始め、消費者トラブルへの注意を促す資料（リーフレット）を作成。4月の入学ガイダンス時に活用されるよう、各大学等に提供している。

- 95.3%の大学等で消費者問題について学生に対して啓発・情報提供を行っている（令和3年度）

2. 学生が主体となった取組事例の展開

- 学生が主体となった消費者教育の取組の実践例を収集するとともに、好事例について情報発信を行っている。

3. 学生支援や教務担当教職員が集まる会議での周知・啓発

- 上記1.の指針等をふまえ、消費者教育の推進等の積極的な取組について各種会議で周知・啓発を行っている。
(年間15回程度実施)

これらの啓発、情報提供や相談窓口のほかに、大学等における講義やゼミ、公開講座等による学生への消費者教育に関する取組を推進しています。

大学等及び社会教育における消費者教育の指針 (消費者教育推進委員会作成、平成30年7月10日改訂) 大学等における消費者教育に係る部分（概要）

＜大学等における消費者教育の取組の方向性＞

(1) 大学等における消費者教育の内容及び方法

(ア) 啓発・相談

- 成年年齢引下げを踏まえ、入学生への事前説明会や入学時のガイダンス等、早期の段階での啓発
- 消費者団体、消費生活センター、弁護士等外部人材との連携
- 学内の相談先に加え、地域の消費生活センター、消費者ホットライン（188）の紹介等のフォロー体制の周知
- 短時間で学習できる動画教材の活用
- メールやSNS等を活用した効果的な情報提供

(イ) 教育・研究

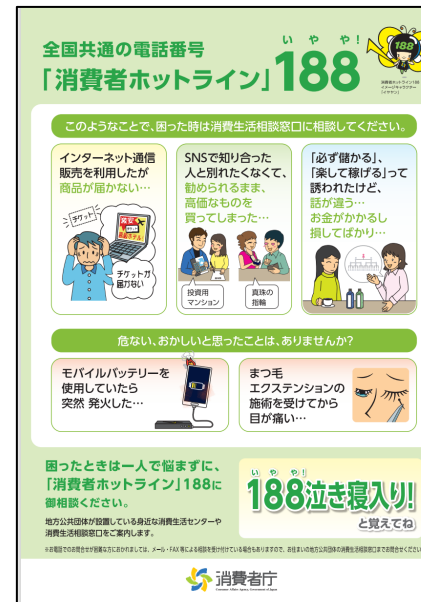
- 特に教員養成課程における消費者教育の充実に向け、関係主体による連携・協働の下での検討
- 様々な分野の教育へ「消費者の視点」を取り入れることによる自立した消費者及び職業人の育成

(ウ) 地域貢献

- 地域の消費生活センターや消費者行政部局等との連携・協働による、地域住民等対象のセミナーや公開講座等の実施

(エ) サークル・自主活動

- 消費生活に関わる学生のサークル・自主活動等の紹介等による啓発や支援



全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」188

このようにすることで、困った時は消費生活相談窓口にご相談ください。

- インターネット通信販売を利用したが商品が届かない…
「必ず届く」と「届いてくれない」って話…
「お住まいの地域を教えてください。」
「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」
- SNSで知り合った人と別れたくなくて、勧められるまま、高価なものを買ってしまった…
「お住まいの地域を教えてください。」
「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」
- 「必ず届く」と「届いてくれない」って話…
「お住まいの地域を教えてください。」
「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」

危険、おかしいと思ったことは、ありませんか？

- モバイルバッテリーを使用していたら突然発火した…
- まつ毛エクステンションの施術を受けてから目が痛い…

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188に相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご覧ください。

188泣き寝入り！と覚えてお



「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

188を押す

「こちらは消費者ホットラインです。御案内いたしますので、お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

郵便番号が分かる 郵便番号が分からない

1を押す 2を押す

「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」

「お住まいの地域を教えてください。〇〇市は1を、〇〇市は2を…押してください。」

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。この通話は、〇〇秒ごとに、およそ〇〇円の通話料金で御利用いただけます。」

※窓口が閉所していない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます。

※携帯電話の通話料金定額サービス等でも別途ナビゲーション料が発生します。相談窓口にご連絡したほうが安くなる場合もあります。

最寄りの消費生活センター等

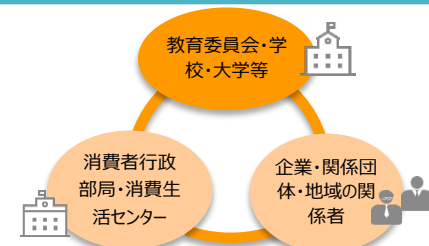
市区町村の窓口が閉所していない場合など、都道府県の窓口を御案内することもあります。

操作が分からなくなったら…

どのように操作すれば良いかわからなくなったら、しばらくそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどへご案内します。

■概 要

文部科学省では、教育委員会や消費者行政部局、企業、大学、NPO、地域の関係者などの様々な主体が連携・協働することにより、効果的で実践的な消費者教育を実施するためのモデルを構築する事業を行っています。



■令和5年度事業の概要

○消費者行政×教育委員会×地域【委託先：消費者教育支援センター（近江八幡市）】

近江八幡市で連携・協働して取り組まれている消費者教育を検証することで、実施のために重要な要素をリスト化し、消費者教育の担い手である学校や地域の方々とともに、より効果的で持続可能な連携・協働体制を構築するための取組を行った。

○大学×地域【委託先：奈良国立大学機構（奈良女子大学）】

成年年齢引下げや社会のデジタル化を踏まえた消費者教育の在り方として、奈良女子大学生による教育コンテンツの作成や啓発講座の企画を行い、連携する自治体において実際に啓発講座を行うことで、大学生と市民が相互に学び合う消費者教育モデルを構築した。

○企業×銀行×大学【委託先：株式会社omochi】

神戸を拠点とする教育事業者と銀行（みなと銀行）、大学（神戸学院大学）の3者の協力により、地域の子どもたちに届ける消費者教育コンテンツの開発と、地域の子どもたちや大学生などの交流による消費者教育の実践に取り組んだ。

■令和6年度事業について

○消費者教育支援センター

山形県米沢市の消費者教育推進計画（以下、推進計画）の策定に向けて、これまでの米沢市における消費者教育の取組とその課題を明らかにし、消費者教育推進に向けたよりよい連携・協働のあり方を検討する。そして、本事業の推進計画策定までのプロセスを明らかにすることで、他の自治体でも応用可能な汎用性のあるモデルとして提示する。

○奈良国立大学機構（奈良女子大学）

令和5年度の事業に引き続き、大学生と高齢世代や若年層の方々が「共に学ぶ」企画を行うほか、スマートフォン等情報通信デバイスおよび SNS の活用方法そのものを地域の人々と大学生とが共に実践的に学べる機会を創出するための「消費者-情報教育コンテンツ」の開発を行う。

■趣 旨

文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

平成24年施行の「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、同法により閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が示されています。

そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

■対 象：教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等
どなたでもご参加いただけます。

■令和6年度開催

消費者教育フェスタ in 埼玉

：令和6年12月10日（火）@埼玉県川口市・彩の国くらしプラザ

テーマ：18歳成人に向けた幼少期からの消費者教育

ー彩の国くらしプラザでの体験・対話にみんなあつまれー

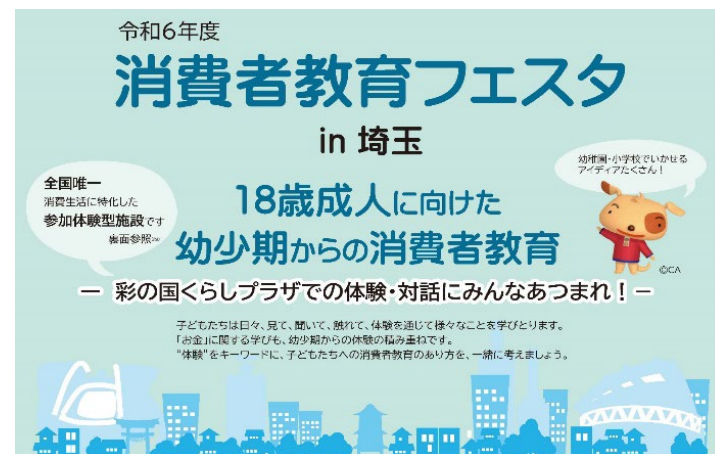
消費者教育フェスタ in 熊本

：令和7年1月31日（金）@熊本県熊本市・市民会館シアーズホーム

テーマ：～わたたちができることからひとつずつ～

地域で実践 私たちのエシカル消費

（お問い合わせ） 文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者教育推進係 TEL：03-5253-4111（内線2260）



消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

? 中学・高校で・・・

授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

? 大学で・・・

学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

? 地域で・・・

消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣



【本件担当】文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係
電話 03-5253-4111(2260)
メール consumer@mext.go.jp

令和6年度「消費者教育に関する取組状況調査」 調査結果【概要】

背景

令和4年度より民法の成年年齢が18歳に引き下げられる等、消費者教育を取り巻く社会情勢や環境が変化してきた。
このような状況を受け、消費者教育をめぐる最新の状況も踏まえた課題を把握するとともに、成年年齢引下げの議論も踏まえ、消費者教育を推進するために有効な方策を検討するため、消費者教育を推進するために有効な方策を検討するため、調査を実施した。

調査概要

(1)教育委員会調査

●調査対象

全国都道府県教育委員会及び市町村教育委員会

●主な調査内容

- ・消費者関連部局等との連携について
- ・社会教育関連の取組について
- ・学校教育関連の取組について
- ・今後の取組・課題について

●回答数

	配布数	回収数	回収率
都道府県教育委員会	47件	47件	100.0%
政令指定都市教育委員会	20件	20件	100.0%
市区町村教育委員会	1,726件	1,247件	72.25%
合計	1,793件	1,314件	73.28%

(2)大学等調査

●調査対象

全国の国公立の大学・短期大学・高等専門学校

●主な調査内容

- ・学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について
- ・大学等において実施している消費者教育の取組について
- ・他機関との連携状況
- ・今後の取組・課題について

●回答数

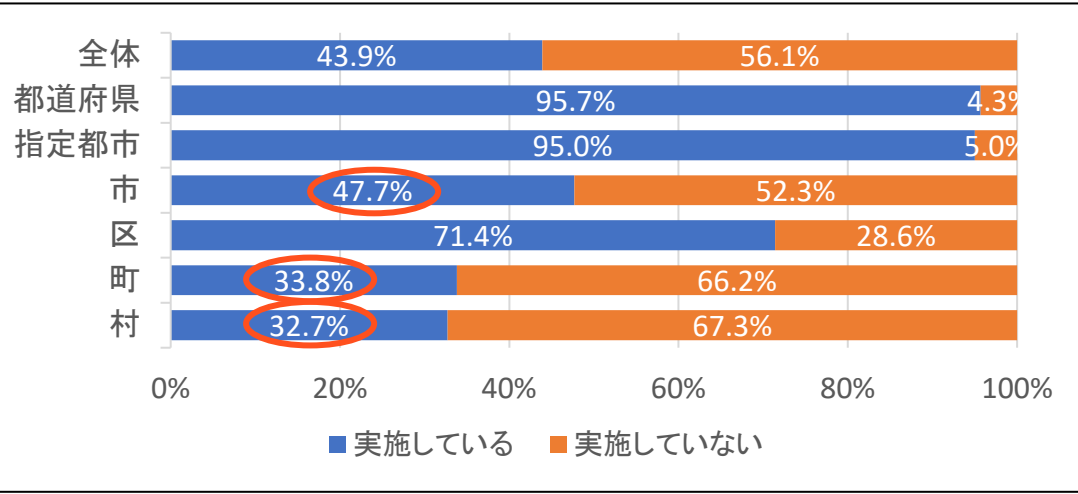
	配布数	回収数	回収率
大学	816件	602件	73.9%
短期大学	299件	178件	59.5%
高等専門学校	58件	54件	93.1%
合計	1,173件	834件	71.1%

(3)事例調査(ヒアリング)

アンケートに回答した教育委員会、大学等に対し、消費者教育に関する積極的な取組を行っている事例について、ヒアリング調査を実施し、取組の詳細について把握。

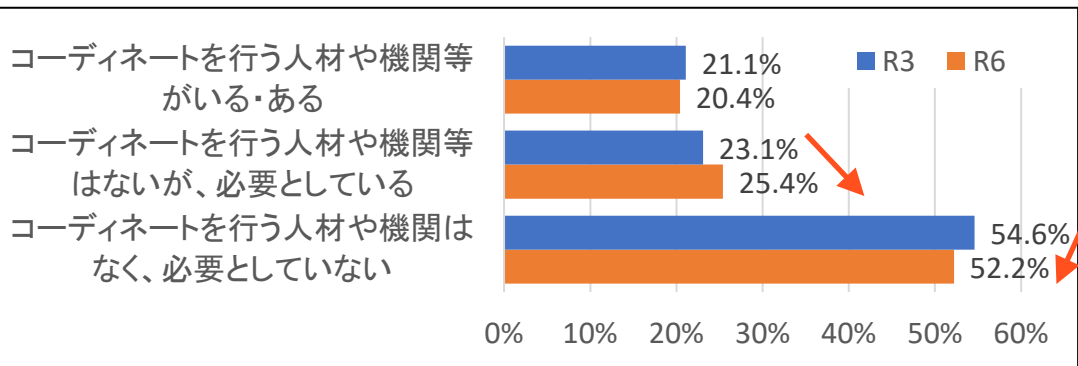
1. 教育委員会調査

●消費生活センターや企業・団体等の様々な主体と連携・協働した消費者教育を実施している教育委員会は43.9%。
都道府県、指定都市、区の実施割合は高いが、市、町、村は低い。



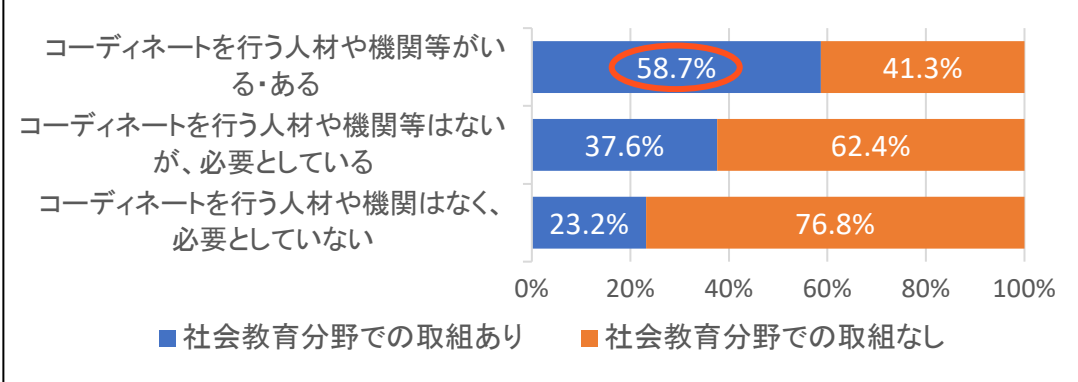
➡ 消費者教育フェスタやモデル構築事業によって、特に市町村の基礎自治体における様々な主体が連携・協働した消費者教育の取組を増やしていくことが必要。

●消費者教育コーディネーター等のコーディネート人材がいる自治体の割合は横ばいだが、コーディネート人材を必要としている自治体は増加している。
コーディネート人材を必要としていない自治体は減少している。

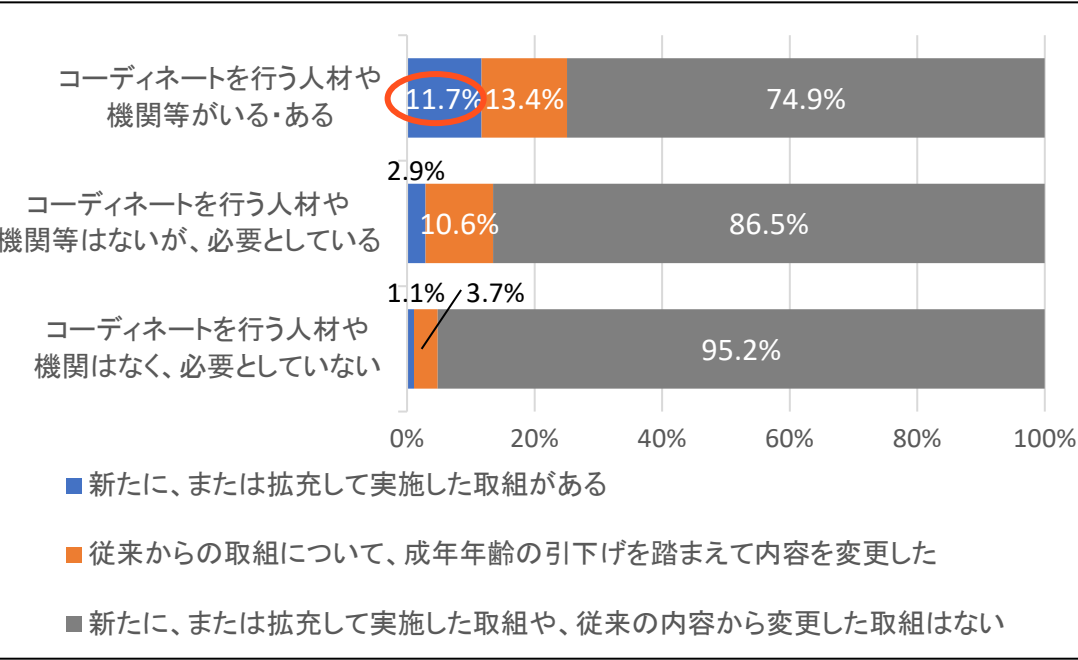


➡ 消費者教育コーディネーター等のコーディネート人材の需要が高まっている。

●コーディネートを行う人材がいる自治体では「社会教育分野での消費者教育関連の取組」の実施割合が高い。



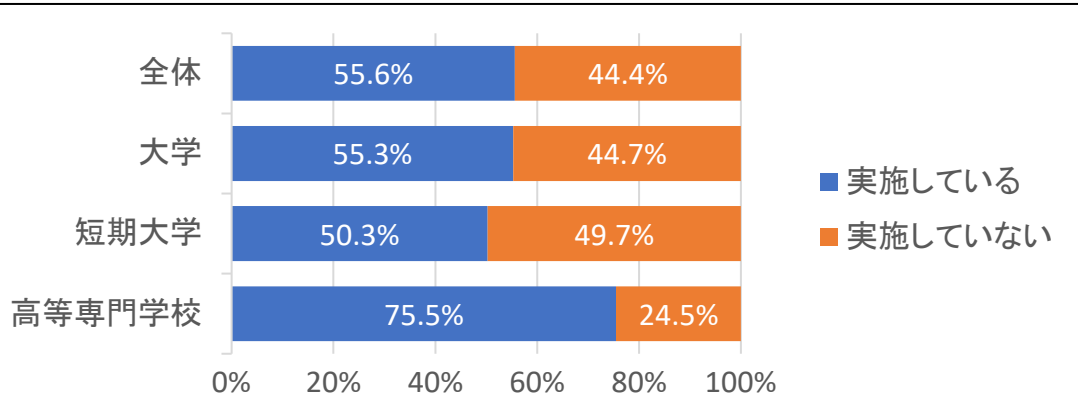
●コーディネートを行う人材がいる自治体では「学校教育分野で新たに、または拡充して実施した消費者教育に関する取組がある」、「成年年齢の引下げを踏まえて内容を変更した」割合が高い。



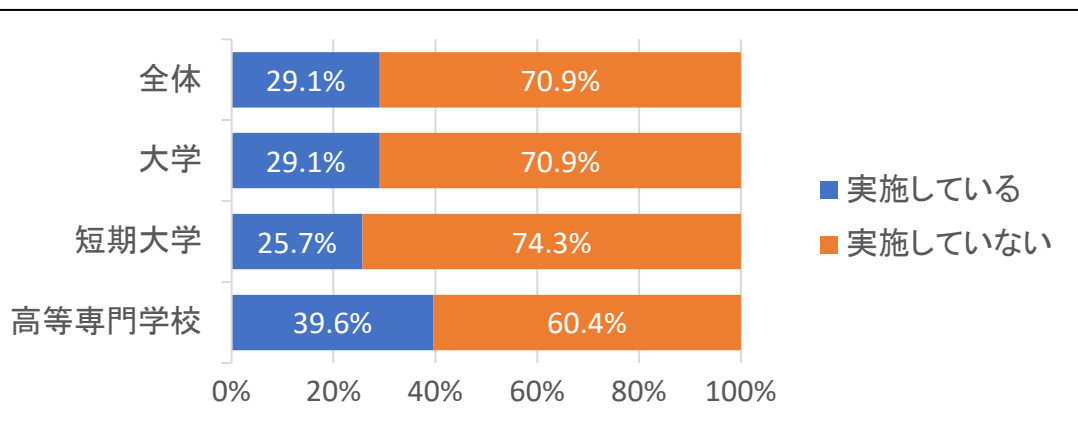
➡ コーディネートを行う人材や機関等を配置・活用することで、消費者教育に関する取組に様々な効果がある。

2. 大学等調査

●学生の消費者問題に関する対応を、消費生活センターや企業・団体等の様々な主体と連携・協働して実施している学校は、全体の55.6%。

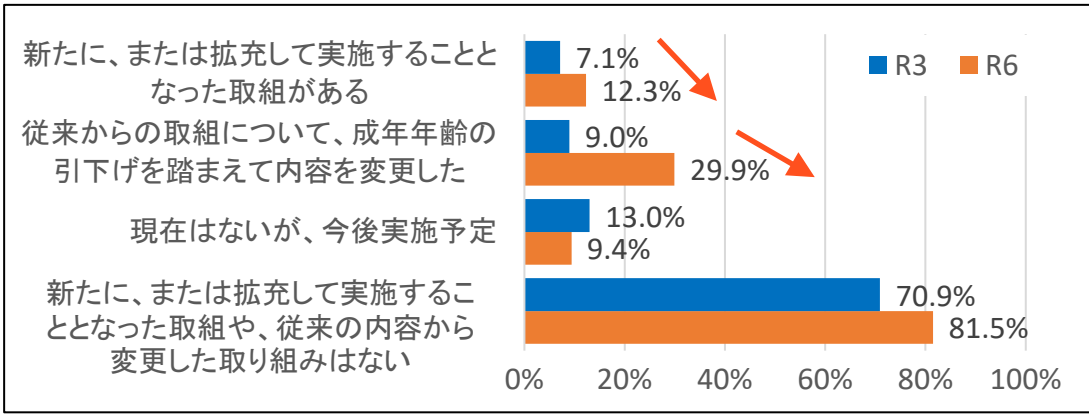


●持続可能な消費者市民社会の形成に関する内容について、消費生活センターや企業・団体等の様々な主体と連携・協働して実施している学校は全体の29.1%。

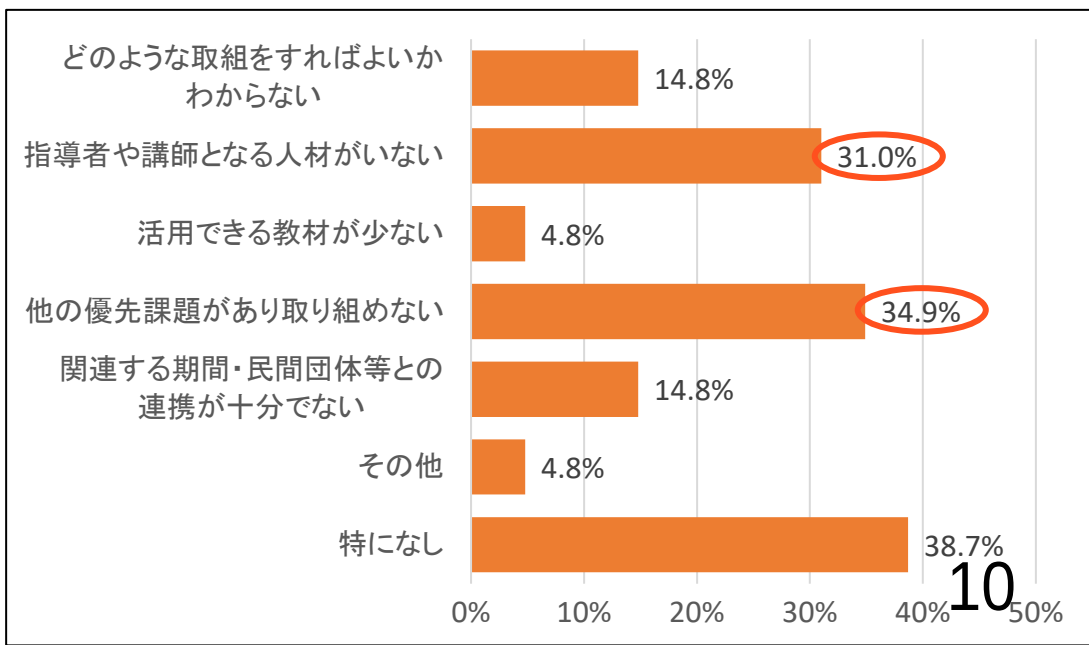


➡ 学生の消費者問題、持続可能な消費者市民社会の形成の両方において、高等専門学校、大学、短期大学の順に実施率が高い。
※消費者教育の内容が消費者トラブルだけでなく、持続可能な社会を作っていく観点もあることを示すために、今回の調査からはあえて分けて調査をしたもの。

- 消費者教育に関して「新たに、または拡充して実施することとなった取組がある」と回答した大学等は増加している。
- 「成年年齢の引下げを踏まえて内容を変更した」大学等は大幅に増加している。



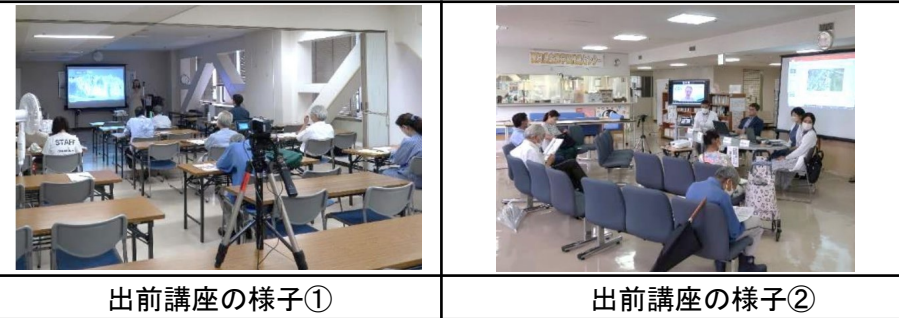
- ➡ 大学等において、消費者教育の取組の拡大傾向が読み取れる。また、成年年齢の引下げが、大学等における消費者教育に影響を与えていることが分かる。
- 消費者教育を推進するための課題は「他の優先課題があり取り組めない」「指導者や講師となる人材がいない」の順に回答割合が高い。



3. ヒアリング調査

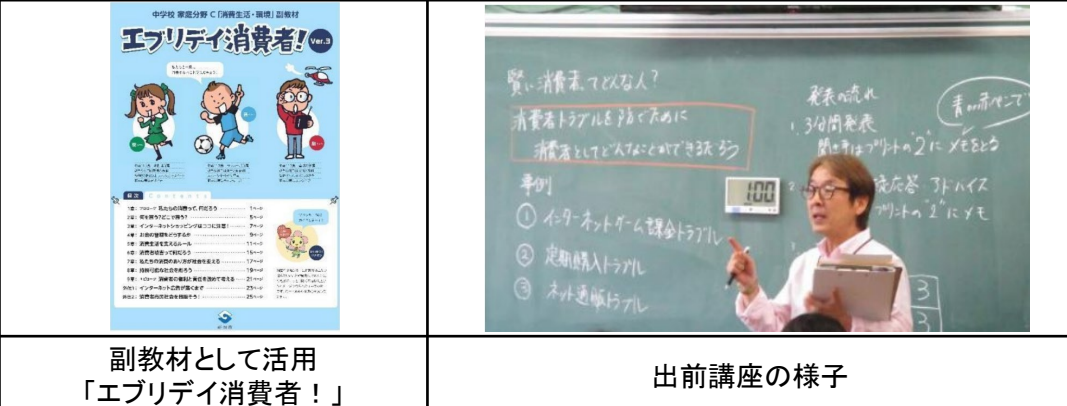
(1) 自治体

●愛知県
生涯学習推進センターと講師・大学生らが連携する講座「どうする？気候危機」を開講した。
参加者から「大学生の発表は興味深かった」という感想が寄せられ、大学との連携の手ごたえを感じることができた。



●奈良県
消費生活センターと弁護士会のコラボ講座を高等学校で実施することによって、成年年齢引き下げに伴う責任の重さを生徒に伝えられた。
学校によって高等学校卒業後の進路に違いがみられるため、求められる消費者教育のテーマにも違いがある。今後も多くの学校での開催を目指して、学校のニーズを汲みながら、本取組を推進していく。

●静岡市
成年年齢の引き下げを受けて、消費者教育推進員が中学校を対象に出前講座を実施した。中学校に軸を置いた理由は、①教科担任制であり働きかけの対象が明確であること ②静岡市が制作した副教材「エブリデイ消費者！」の活用が可能であること である。
教員への消費者教育の理解促進、教員の負担軽減のための消費者教育推進員の派遣は重要なポイントである。



(2) 大学等

●山梨大学
平成25年より消費者教育を授業に取り入れていたが、令和5年度より山梨県立大学との大学間連携事業として、両大学の学生を対象とした授業を開講することとなり、両大学がシステム等連携し学生の受講しやすい体制を構築した。
本年度より、山梨大学では消費者教育に関する全学共通科目「消費者市民社会を生きる」を必修とし、多くの学生に消費者教育を推進していく。

ライフスキル科目群がめざすもの
山梨大学 心身ともに健康で充実した人生を送るために必要な知識やスキルを身につける

- 現在の「人間形成科目群」を大幅に強化し、「ライフスキル科目群」を新たに設置
- 学生生活から卒業後の生活にわたって、学生が心身ともに健康で充実した人生を送るために必要な基礎的な知識やスキルを身につけることをめざす ※新DP、より良く生きるための力(協賛)の養成
- 学生生活に関わる内容もあり、原則として1年次に履修

(旧) 人間形成科目群 (教育学部以外は2単位必修)	(新) ライフスキル科目群 (全学部共通で4単位必修)
・生活と健康Ⅰ (必修)	・心身ウェルネスⅠ (必修)
・生活と健康Ⅱ (必修)	・心身ウェルネスⅡ (必修)
・キャリア形成科目 【教育学部は選択必修・他学部は選択】	・ライフデザイン (必修)
	・消費者市民社会を生きる (必修)

・ライフデザイン (クォータ科目・1単位必修)
1年次Q1～4に学部(必要に応じて学科・コース)を分散させ、対面により開講(1クラスあたり＝100名程度)

・消費者市民社会を生きる (クォータ科目・1単位必修)
完全オンデマンド型eラーニング科目として開講(前期(Q1～Q2)中に履修)

・心身ウェルネスⅠ及びⅡ (セメスタ科目・各1単位、計2単位必修)
前・後期で各週1コマ、従来の生活と健康Ⅰ及びⅡの時間帯で開講予定

出典:山梨大学「令和7年度導入に向けた全学共通教育改革プラン:第二報」

●九州大谷短期大学
基礎科目として設置の「キャリアデザインSDGs」において、地域の伝統織物である筑後織の端切れを活用し、地域の小学生を招いて図書バッグを制作するイベントを企画・実行した。
学生が工場見学で筑後織の理解を深めることから始め、裁縫技術を持つ学生の多い他短期大学との連携も行った。イベントには、76名の小学生が参加し、大盛況であった。本取組において、県内の短期大学同士の繋がりを作った点と地域企業の課題解決に寄与したことは大きな成果といえる。

